

令和5年度

社会福祉法人丸森町社会福祉協議会事業計画

1. 本協議会を取り巻く情勢

近年、少子高齢化や人口減少とともに、個人や世帯が抱える生きづらさやリスクが複雑化・多様化しています。例えば、ひきこもりやごみ屋敷問題、親の介護と子育てを同時に担うダブルケア、高齢の親と働いていない独身の50代の子が同居している8050問題、18歳未満の子どもが家族の世話などを日常的に行っているヤングケアラー問題のように制度の挟間に陥っていたり、世帯が複合的な課題を抱えるなどして、単独の相談支援機関では対応が難しい地域生活課題が増加しています。加えて、本町に甚大な被害をもたらした令和元年東日本台風は、地域コミュニティの維持にも大きな影響を及ぼしました。

地域コミュニティが脆弱化し、人的資源に限られる中で複雑化・複合化する地域生活課題に対応していくためには、分野を超えた地域内の多職種連携・他機関協働を進めることが必要です。

こうした状況に対して国は、平成29年度社会福祉法改正により、分野別、年齢別に縦割りであった支援を、本人中心の「丸ごと」の支援とし、個人やその世帯の地域生活課題を把握し、解決していくことができる包括的支援体制の構築を進めています。

さらに、令和2年の社会福祉法改正により、相談支援・参加支援・地域づくりに向けた支援を一体的に展開する重層的支援体制整備事業を創設し、地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制づくりを推進しています。

少子高齢化、家族構成や雇用環境の変化は、子どもや子育て家庭を取り巻く環境にも大きく影響を及ぼしており、年々出生数が減る一方で、保育に対するニーズは多様化しています。このような多様化するニーズに対応するため、本協議会では丸森町をはじめ地域の関係団体の協力をいただきながら、認定こども園及び認可保育所を運営しているところです。

社会福祉法により「地域福祉」を推進する中心的な団体として位置づけられている本協議会の児童福祉から高齢者福祉まで広範囲にわたる役割や機能はますます重要になってきています。

2. 基本方針

- 「であい・ふれあい・支え合い」のスローガンのもと、誰もがその地域で安心して暮らすことのできる福祉のまちづくり進展のため、住民・関係団体の皆様と諸事業を積極的に遂行します。
- 令和6年度から令和10年度までの 5 年間を計画期間とする「第1期丸森町地域福祉活動計画」を策定します。
- 複雑化・複合化した困難を抱える方や令和元年東日本台風の被災により生活課題が顕在化した世帯の福祉の増進を図るため、その背景まで丸ごと受け止め本人の意思が尊重された暮らしが実現できるよう、関係機関と連携した切れ目のない支援体制の構築に努めます。
- 認定こども園、認可保育所の運営に関しては、子どもの健やかな成長、発達、自立することに最良の施設となるよう、円滑な運営に努めます。
- 認定こども園・保育所と小学校の教育を円滑に接続するため、幼保小連携の推進に取り組みます。

3. 重点事業

1. 地域福祉の推進

- ① 民生委員児童委員等との連携の強化と充実
- ② 地域課題ニーズ調査の実施
- ③ 生活支援体制整備事業による住民支え合い体制の推進
- ④ 地域支え合いセンターによる被災者へのフェーズに応じた生活支援
- ⑤ 地域福祉活動計画(第1期計画)の策定

2. 児童福祉と福祉教育の推進

- ① 幼保連携型認定こども園「丸森ひまわりこども園」の運営
- ② 保育所型認定こども園「丸森たんぽぽこども園」の運営
- ③ 認可保育所「大内保育所」の運営
- ④ 幼保小連携の推進
- ⑤ 丸森町子ども・子育て支援事業計画に基づく連携・協働活動
- ⑥ 学校における福祉体験活動

3. 介護を予防するための事業の充実強化

- ① 町事業と連携した介護予防事業の積極的推進
- ② もりもりクラブの活動促進
- ③ ふれあいサロンの活動支援

4. ボランティアセンター運営事業の推進

- ① 地域・住民並びに小・中・高生を対象とした幅広いボランティア育成とボランティア活動の充実
- ② 平時の災害ボランティアセンター体制整備
- ③ 住民・職員向け災害ボランティアセンター研修会の実施

5. 総合的な相談支援事業の推進

- ① 町民の困りごと、心配ごとを受け付ける生活相談所の運営
- ② 日常生活自立支援事業(通称:まもり一歩)の積極的活用
- ③ 法人後見制度による権利擁護支援
- ④ フードバンク、生活福祉資金、生活安定資金活用による生活困窮者支援

4. 具体的事業活動計画

(1)法人運営

- ① 適正な法人運営
 - ア) 社会福祉協議会の役員組織の強化と事務局体制の強化
 - a.理事会、評議員会の開催
 - b.各種委員会の開催
- ② 自主財源確保のための会員拡大
 - ア) 賛助会員、特別会員の拡充による財源の確保
- ③ 研修事業
 - ア) 自立経営に向けての役職員の研修・協議の充実
 - イ) 職員の資質向上
- ④ 調査研究
 - ア) 福祉活動のための調査活動
 - a.福祉世帯調査・台帳整備
 - b.福祉施設連絡会の運営
 - c.社会福祉援助技術実習生の受け入れ
 - イ) 「第1期丸森町地域福祉活動計画」の策定

(2) 広報・啓発事業

- ① 住民への地域福祉の啓発
 - ア) 広報紙『社協まるもり』の発行
 - イ) マスコットキャラクターを活用した本会の理解促進
 - ウ) SNS を活用した本会事業の理解促進
 - エ) ホームページによる周知・啓発活動の充実

- ② 社会福祉事業功労者顕彰事業

(3) 助成事業

- ① 地区社協活動支援事業
 - ア) 活動助成金(自治組織も含む)の交付
 - イ) 地区社協会長、住民自治組織会長との推進会議
 - ・地区福祉活動事業との整合を図る
 - ウ) 町社協と住民自治組織との連携事業(地区社協も含む)
 - ・住民自治組織との連携 各住民自治組織の福祉部会(地区社協) との協働事業の開発・実施 (介護予防事業及び自主防災活動含む)

- ② 民生委員児童委員協議会支援事業
 - ア) 丸森町民生委員児童委員協議会事務局

- ③ ボランティア連絡会支援事業

- ④ 共同募金委員会支援事業(丸森町共同募金委員会活動育成支援と連携)
 - ◎配分金を活用した事業の展開と安定した財源の確保
 - ア) 赤い羽根募金
 - 地域福祉活動(社会福祉協議会)への配分による事業

 - イ) 歳末たすけあい募金
 - 地域歳末配分事業

- ⑤ 福祉団体支援事業
 - 心身障害児者親の会、身体障害者福祉協会、遺族会
 - 老人クラブ連合会、発達障害児者親の会エール
 - 子ども会育成会

(4) 地域福祉事業

- ① 高齢者福祉推進事業
 - ア) ふれあいサロン事業の活動支援
 - イ) つながりワーカープロジェクト事業(宮城県共同募金会助成事業)
 - ウ) ひとり暮らし高齢者への手づくり誕生日カードプレゼント事業
 - エ) もりもりクラブ(高齢者と小学生の交流事業)
 - オ) ユニバーサルスポーツを活用した介護予防の取り組み

- ② 障害者福祉推進事業
 - ア) 心身障害児者支援事業(交流会の支援)
 - イ) 障害者福祉団体との共催による事業
 - ウ) 障害者グループホームへの支援
 - エ) 卓球バレー等、ユニバーサルスポーツの普及
 - オ) 「障がい者の心豊かな生活を考える会」の活動支援

- ③ 児童福祉推進事業
 - ア) ブックスタート事業
 - ・町の乳児全戸訪問時(4か月児)に絵本のプレゼント
 - イ) 遺児支援事業
 - ウ) 子育て支援事業

- ④ 災害援護事業
 - ア) 災害時の見舞金(全焼・全壊 20,000円 半焼・半壊 10,000円等)

- ⑤ 福祉用具利用サービス事業
 - ア) 福祉用具利用サービス事業

- ⑥ フードバンク事業
 - ア) 食料の提供による生活困窮者支援

(5) ボランティアセンター活動事業

- ① ボランティアセンター活動事業
 - ア) ボランティアの登録・相談・活動調整
 - ・広報、啓発活動
 - ・ボランティア活動保険加入受付
 - イ) ボランティアの育成
 - ・各種研修会の開催、紹介
 - ・傾聴講座の開催

- ウ) ボランティア団体活動支援
 - ・ボランティアグループ同士の交流
 - ・各団体の視察・研修会調整
- エ) 福祉教育
 - ・福祉体験・防災学習の実施
 - ・サマーボランティアの実施

② 災害ボランティアセンター事業

- ア) 災害ボランティアセンター運営マニュアルを活用した体制整備
- イ) 災害ボランティアセンター住民・職員向け研修会の実施
- ウ) 宮城県社会福祉協議会を含む県内36社会福祉協議会間における災害時相互支援協定書締結に基づく災害支援活動派遣職員の登録
- エ) 県南地域社会福祉協議会(名取市以南4市9町)との災害支援連携

③ 安心安全な地域づくり推進事業(生活あんしん事業)

- ・災害時備蓄品の展示・紹介
- ・地区住民自治組織や自主防災組織との連携

(6)総合相談支援事業

① 生活相談所の運営

- ア) 町民の困りごと相談(毎月第1、第3、第5火曜日開設、他電話相談対応)
- イ) 「弁護士相談」の実施

(7)福祉サービス総合支援事業

① 成年後見事業

- ア) 成年後見制度による法人後見の取り組み

(8)受託事業

① 地域福祉等推進事業

- ア) シニア元気クラブ イ) ボランティア推進事業

② 家族介護者交流サロン開催(隔月1回)

- ア) 介護者同士の交流と心身の負担軽減を図ることを目的とした事業

③ 介護教室

- ア) 介護に関する知識、介護方法等の技術を提供することを目的とした事業

- ④ 生活福祉資金貸付制度(県社協委託事業)
 - ア) 緊急小口資金(東日本大震災、台風19号、新型コロナウイルス感染拡大を踏まえた貸付制度)借受世帯の償還に係る相談支援
 - イ) 総合支援資金(新型コロナウイルス感染拡大を踏まえた貸付制度)借受世帯の償還に係る相談支援

- ⑤ 日常生活自立支援事業(通称:まもりーぶ)
 - ア) 高齢者の方や障害を持った方の福祉サービス利用手続きや金銭管理をサポートする事業

- ⑥ 生活支援体制整備事業「生活支援コーディネーター業務」
 - ア) 体制…生活支援コーディネーター専任1人・兼務2人
 - イ) 地域支え合いサポーターとの協働による支え合いの推進
 - ウ) 各地区版「地域支え合いのつどい」の実施
 - エ) 住民助け合い・支え合いの推進(広報紙の発行)

- ⑦ 被災者見守り・相談支援事業「丸森町社協地域支え合いセンター」
 - ア) 体制…生活支援相談員3人以内
 - イ) プレハブ応急仮設住宅 訪問・巡回
 - ウ) 在宅被災者 再建状況確認訪問
 - エ) みなし仮設入居者 見守り訪問
 - オ) プレハブ応急仮設住宅における住民活動支援
 - カ) 地域支え合いセンターかわら版の発行(隔月発行)

(9)資金貸付事業

- ① 低所得世帯への生活安定資金貸付と償還指導(民生委員児童委員協力)
 - ア)貸付調査員会の随時開催

(10)丸森たんぼぼこども園運営事業

- ① 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第3条第2項第2号による、保育所型認定こども園の運営(利用定員100名 保育園機能90名 幼稚園機能10名)

(11)丸森ひまわりこども園運営事業

- ① 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項による、幼保連携型認定こども園の運営(利用定員100名 保育園機能90名 幼稚園機能10名)

(12)大内保育所運営事業

- ① 児童福祉法(昭和2年法律第164号)第39条による認可保育所の運営
(利用定員20名)

(13)幼保小連携推進事業

- ① 小学校との交流研修計画に基づく子どもたちの交流と職員合同研修等の実施

(14)放課後児童健全育成事業

- ① 児童福祉法第6条の3第2項の規定に基づく、放課後児童健全育成事業の運営

5. 関係機関との連携・支援 その他

- ① 町保健福祉課・町子育て定住推進課
- ② 町復興対策室
- ③ 県・各市町村社会福祉協議会
- ④ 住民自治組織
- ⑤ 各医療機関・福祉施設
- ⑥ 介護保険事業所
- ⑦ 遺族会その他の福祉関係団体の育成支援・団体事務
- ⑧ その他必要とする機関・事業所 など